

平成 20 年度町田市教育委員会

第 3 回定例会会議録

- 1、開催日 平成 20 年（2008 年）6 月 13 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 名 取 紀美江 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-------------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 梅 橋 敏 博 |
| 学校教育部参事（兼） | 田 村 俊 二 |
| 教育総務課長 | |
| 教育総務課副参事 | 澤 井 陽 介 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 藤 川 満 正 |
| 施設課主幹 | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 学務課主幹 | 田 辺 久 人 |
| 指導課長 | 小 泉 与 吉 |
| 指導課教育センター担当課長 | 前 田 増 穂 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 吉 川 清 美 |
| 指導課主幹 | 谷 博 夫 |
| 統括指導主事 | 山 口 茂 |
| 指導主事 | 鈴 木 淳 |

生涯学習課長	天 野 三 男
生涯学習課文化財担当課長	丸 山 英 一
図書館長	守 谷 信 二
図書館市民文学館担当課長	新 田 善 壽
(町田市民文学館長)	
図書館主幹	近 藤 裕 一
公民館長	手 嶋 孝 典
公民館副参事	石 井 健 一
書 記	堀 場 典 子
書 記	田 中 早 苗
書 記	福 元 貞 栄
速 記 士	大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 7 号	教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第 8 号	町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第 9 号	町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 10 号	町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第 11 号	職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第 12 号	町田市人権教育推進委員会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第 13 号	町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）について	原 案 可 決
議案第 14 号	町田市社会教育行政功労者への感謝状の贈呈について	

		原 案 可 決
議案第 15 号	まちだ市民大学H A T S 運営協議会委員の委嘱（解嘱）について	
		原 案 可 決
議案第 16 号	町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	
		原 案 可 決
議案第 17 号	町田市公民館運営審議会委員の委嘱について	
		原 案 可 決
請願第 1 号	2009 年度から使用される小学校教科用図書（「新教科書」）の採択に関する 請願	不 採 択

7、傍聴者数 3名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○**委員長** ただいまより町田市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の変更がございます。

日程第 2、議案審議事項の中で、議案第 11 号につきましては人事案件ということで、関係者のみで審議し、報告事項を終了後、一たん休憩をとって、非公開扱いで審議をしたいと思います。

また、議案第 7 号から第 10 号につきましては一括審議をしていきたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告、教育長から報告をお願いします。

○**教育長** それでは、5 月 2 日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

今月は議会が開かれておりまして、まだ最終日が終わっておりませんが、議会の関係については、一般質問、質疑等は省略させていただきまして、常任委員会については後ほどこちらの方からご報告をさせていただきます。

5 月 4 日、吟詠大会とありますが、これは町田岳風会が 40 周年ということで、市民ホー

ルで40周年記念とあわせて吟詠大会がありまして、出席をいたしました。

8日、町田地区保護司会の定期総会が市民ホールでございまして、昨年、保護司会の役員の方たちと教育委員とも懇談をしておりますので、定期総会に出席をいたしました。

9日、関東地区都市教育長協議会がございまして、8日から行われておりましたが、8日は出席できませんで、9日の分科会の方に出席をいたしました。これは都市教育長会で、分科会、学校教育について調布市の方の発表がございました。

11日、わんぱく相撲町田場所、これは町田青年会議所が主催をするものですが、町田第一小学校でございまして、出席をいたしました。

同じ日、こと・三弦・尺八、いわゆる三曲協会ですが、これも創立30周年ということで記念の演奏会がございまして、出席をいたしました。

14日から16日の3日間ですが、全国都市教育長協議会の理事会、定期総会、研究大会が高松市で行われまして、出席をいたしました。

17日、公民館運営審議会については、新しい公民館運営審議会委員の辞令交付等々がございまして、出席をしております。

18日は水防訓練ということで、町田市と町田消防署、消防団が3者で、例年のことですが、鶴見川クリーンセンターで行われまして、出席をいたしました。

19日、東京都の教育庁管理主事訪問がございました。学校訪問、あるいは小・中校長会の役員との意見交換会を行っております。

同じ日ですが、社会教育委員の会議、これも新しい社会教育委員の辞令交付とあわせて、第1回目の会議に出席をしております。

20日、定例校長会がございました。

21日、東京都市町村教育委員会連合会総会・情報交換会が自治会館でございまして、出席をいたしました。

22日、都市教育長会幹事会定例会がございまして、内容としては、主には来年度予算の都市教育長会としての要望事項等々について審議を行いました。

23日、町田第三中学校開校四十周年記念式典が同校の体育館で行われまして、出席をいたしました。

24日、町田市立中学校PTA連合会の定期総会が健康福祉会館で行われまして、出席をしております。

29日、租税教育推進協議会の定期総会が町田税務署で行われまして、例年、秋に行って

いるのですが、その年の事業計画などをやるのに秋では遅いのではないかとということで、今年5月29日に行われまして、出席をしております。

30日、旧ぼるるですが、文化交流センターのオープン式が行われまして、出席をいたしました。

31日、町田市の表彰式は、自治功労や一般表彰が行われまして、同じく出席をいたしました。

6月1日、ACTION（アクション）2008、これは町田青年会議所を中心に、スポーツ選手と子どもたちがスポーツを楽しむということで、市役所予定地の市民ホールのわきで行われまして、委員長とご一緒に出席をしております。

それから、6月1日と次ページの6月8日ですが、公民館の障がい者青年学級、1日がひかり学級、8日は公民館学級ですが、その開級式が行われまして、出席をいたしました。

4日、東京子ども応援協議会総会とありますが、これは東京都や警視庁、あるいは民間団体、いわゆる子どもたちの健全育成に係る協議会ですが、都市教育長会の委員ということで出席をいたしました。

以上が主な活動状況でございます。

○委員長 両部長から何かありましたらどうぞ。

○学校教育部長 6月13日開催の文教社会常任委員会についてご報告をしたいと思います。

学校教育部につきましては、請願が継続で1本ございました。本町田東小学校耐震・防音工事で、学童保育クラブへの配慮を求める請願でございます。本件につきましては、今回は工事業者が決まったということで、今後の対応についてご報告をさせていただきます。今後、施工業者との打ち合わせが済み次第、学童保育クラブについても工事についての説明をしていきたいということで報告をいたしました。

結果としては、請願不採択ということになっております。

○生涯学習部長 同じ日に、生涯学習部関連の委員会がございました。

内容につきましては、補正予算を出させていただいております。古民家の保存委託ということで、野津田町にございます河井家の保存、調査の予算計上をいたしまして、ご説明しました。時間的には3時間ほどかかりました。

いろんな議論が出ましたけれども、いずれにしても賛成多数で、委員会としては可決されました。

○委員長 では、各委員からお願いいたします。

○井関委員 私の方は特にどこへ行ったということではないのですが、先日、市民文学館で発行されました、この「市民が読み解く『小説教育者』」を見せていただきました。これは、市民研究員という形でアマチュアが、現在の南一小の明治時代の元校長だった坂本龍之輔の跡を追った研究成果がまとめられていまして、特に付録にまとめられていた話に出てくる場所の現在の写真、人物とその相互関係、地名などは、歴史的にも後で価値が出てくるようなものではないかなと思っております。

前にも青柳寺の文学散歩のときに市民研究員が解説などをしてくれたということで、市民協働の1つだとお話ししたのですけれども、教育関係では市民大学の中にも史考会というのがある、町田の歴史を掘り起こして、時々発表会や、雑誌を出されているようです。こういうアマチュアの方は草の根を掘り起こして、いわゆる学者の方と違った目から見ているので、また価値があるのではないかなと思って、1つ報告しておきました。

○岡田委員 では、道徳の地区公開講座に行った話をさせていただきます。

鶴川第三小学校に24日に行ってみまして、成瀬中央小学校には6月7日に行ってみました。どららの場合にもたくさんの保護者の方と地域の方が意見交換会——もちろん授業の参加に関しては、土曜日でしたので大変多くの方がいらっしゃったのですけれども、意見交換会にも多くの方が集まってくださいました。大体どちらも100人ずつぐらいいらしたかと思えます。

特に鶴三小の場合には、近隣の中学校の校長先生がお話をしてくださるということで、これは同じ学区内の小学校、3回目とおっしゃっていたかなと思うのですが、そうした機会があると、小学校の保護者の方が中学校の校長先生を知ることができる。今、小中一貫教育ということを町田も進めておりますし、そうした意味でも大変効果があるかなと思えました。先生のお話も大変役に立つことで、皆さん満足して帰られていらっしゃいました。

成瀬中央小の方も、こちらは校長先生がいらしたということではなくて、市の指導主事の方がお話をしてくださったのですけれども、やはり今の教育で皆さんの関心のあるところ、小中一貫プログラムの特に規範教育を中心にお話をいただきましたけれども、皆さん一生懸命熱心に聞いてくださっていました。道徳教育、規範教育というのは、本当に地域の方との協力を仰いで進めていきたいということでもありますので、こうした機会は本当に効果もあり、いいかと思えました。

それから、これもやはりどこでということではないのですけれども、小学校などをいう

いろいろ見ているときに思ったことです。子どもたちの中で勉強のできる子はもちろん問題はないのですけれども、最近では勉強の仕方がわからない——それはできないというよりも、勉強の仕方がわからない。それで、家庭教育に対する協力をということで声が上がってまいりますけれども、家庭教育もまた逆に保護者の方が教え方がわからないという状態になっていると思うのです。今、学力格差というのも問題になっているのですけれども、恐らく勉強がうまくはかどらない子たちは勉強の仕方がわからないのと、もう1つはすぐにあきらめてしまうという、この2つが大きな原因だと思うので、このあたりのところで何か教育プランの方などにも組み入れて、打つ手があればいいなと思っております。

いろいろな地区で今は塾との協力が新聞紙上で騒がれていますけれども、そうしたことに対して賛成ということでは全くなくて、むしろできれば学校で宿題を忘れた子は必ず宿題をやらせてから帰すとか、そうした何か方策があるのではないかと。とにかく家庭教育をやらなければ自分が困るのだということを子ども自身が感じるような方向に持って行って、そして、そのやり方がわからなければアドバイスが受けられるような形がとれれば一番いいのではないかなと思いました。

○名取委員 5月の終わりから6月の初めの土曜日に、小・中学校で運動会や体育祭が行われました。5月24日の小学校の運動会はお天気がとても不安定で、プログラムを変更したり、午前中に終わらせたりと、それぞれ学校ごとに工夫されたようです。私自身、直接運動会を見に行ったわけではないのですが、学校だよりを読んでいると、子どもたちの当日の頑張りの様子が手にとるようによくわかってきました。また、次の週、中学校では体育祭が運悪く雨ということで、順延となってしまいましたけれども、平日にかかわらず、保護者の方も大変協力的で、盛り上がった様子を伺うことができます。

また、運動会に至るまでの生徒たちの様子も、やはり学校だよりでとても詳しく知らせていただいています。子どもたちがこうやって行事で仲間意識や社会性を身につけていくのだなということを感じました。また、この学校だよりというのは、校長先生の思いや生徒や児童たちの様子がとてもよくわかっていて、地域や保護者にとってはとても大切なものなのだということもまた改めて感じました。

○委員長 それぞれの報告がありましたけれども、家庭教育の仕方等について、教育プランとのかかわりのご意見もありましたけれども、何かありますか。

○教育総務課副参事 教育プランは、教育目標、基本方針に基づいて策定をしていますが、基本方針の3に、家庭教育の重要性、それから家庭教育、地域との連携ということ

が強くうたわれておりますので、その中で具体的な施策も含めて考えてまいりたいと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

○名取委員 新聞で、市区町村別の学校図書充実度というのが報告されていたのですが、町田市は小学校で42.5%、中学校では25%ということでした。何か町田市はとてもし低いような気がするのですが、実情はどうなっているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思ったのですが。

○教育総務課副参事 恐らく新聞報道の根拠は、毎年、国の文部科学省で実施している子どもの数や学級数の割合に応じた蔵書数が一定基準を満たしているかどうかという調査だと思います。現状、その調査は、恐らく100%を超えている学校の割合と75%を超えている学校の割合ということで出てきているのですが、全体として見ますと、町田市の小学校も100%に近い学校が多いのですが、大規模校などの場合にはやはり生徒数、学級数が大変多いものですから、図書室のキャパシティも含めましてなかなか75%に届かない。あるいは生徒が急増している学校も含めて、なかなかそういう状況にならないという現実もございます。現在、学校図書については、フレーム予算の中で各学校が工夫して購入できるようにしておりますので、その中で今後、こういう数字を見ながらご工夫をいただくような働きかけをしてまいりたいと思っております。

ちなみに、大戸小学校のような子どもの数が少ない学校については200%を超えているという状況もございますので、学校の実情、規模等に応じてさまざま、足並みを徐々にそろえるように働きかけてまいります。

○委員長 今、足並みををそろえるということが言われましたけれども、そのことが非常に大事になってくるのではないかと思います。

名取委員、そういうことでいいですか。

○名取委員 はい。

○委員長 それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

先ほど申し上げたように、議案第7号から第10号まで一括審議をいたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第7号は、教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程について、議案第8号は、町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につ

いて、議案第9号は、町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第10号は、町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてでございます。

それぞれ学校教育法の改正に伴い、あるいは学校教育法施行規則の改正に伴うもの、それから教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正により改正をするものでございまして、内容につきまして、主な改正点につきましては教育総務課の方から説明をさせていただきます。

○**学校教育部参事** 議案第7号 教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程についてでございますけれども、主な改正の内容につきましては、校長への委任事務について、市職員に係る事務、それから教職員に係る事務をそれぞれ明記したということでございます。

次に、副校長への委任事務を加えたということでございます。

3点目は、異例な事項の処理については校長は教育長の、副校長は校長の指示を受けるものとするということでございます。

それと、校長及び副校長への委任事務に育児短時間勤務の承認を加えたということでございます。これは、育児休業等に関する法律の一部改正が既に行われておりまして、東京都の方では7月1日から施行するということでございますので、その部分をこの中に落とし込ませていただいたということでございます。

5点目は、その他の文言の整理をしたということでございます。

そして、施行期日でございますけれども、副校長への事務の委任につきましては、既に学校教育法の改正によりまして、本来、4月1日からということでございますので、施行期日につきましてはさかのぼり適用ということで、4月1日から適用をさせていただきたい。そして、育児短時間勤務に関する規程につきましては、4月1日から施行させていただきたいという内容でございます。

次に、町田市教育委員会の公印規程の一部を改正する規程についてでございますけれども、この内容につきましては、教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の改正が行われることによりまして、副校長印をつくるということでございます。しかしながら、ここの部分について、副校長の印を整備することとあわせて、公印省略ができるような規程もこの中に落とし込んだということが主なところでございます。こちらにつきましても、今年の4月1日から適用させていただくということでございます。

それから、今度は議案第9号でございますけれども、町田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。ここの部分につきましては、学校教育法施行規則の改正に伴いまして、5条、6条、22条、23条、26条、27条について、条番号及び項番号を整理したものでございます。

それから、13条の2に、委員会が別に定める事案の決定手続のところ、副校長の権限に属する事務を加えたということでございます。

その他、文言の整理を行わせていただいたという内容でございます。

施行期日につきましても、やはり4月1日から適用するということでございます。

それから、議案第10号 町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程でございますけれども、これも副校長の委任事務が明確になりましたので、その中身に合わせて改正を行ったものでございます。

改正内容の主なものでございますけれども、第1条におきまして、副校長の権限に属する事務について規定をしているところでございます。

2点目は、第3条以降の規定において、副校長の決定すべき事案に関する決定手続き等の取り扱いを定めてございます。

3点目として、別表に、育児短時間勤務に関する規定を加えたということでございます。

4点目としましては、その他文言の整理を行わせていただいております。

こちら、施行期日につきましては4月1日から適用させていただきまして、育児短時間勤務に関する規定につきましては7月1日からの施行という改正でございます。

改正の内容については以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより一括質疑に入ります。

ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。——ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号から議案第10号までは原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、議案第7号から議案第10号までは原案のとおり決することにいたします。

議案第12号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 12 号は、町田市人権教育推進委員会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについてでございます。

町田市人権教育推進委員会委員の委嘱については、2008 年 5 月 2 日、町田市教育委員会第 2 回定例会において議決されましたが、うち 1 人の委員が健康上の理由から活動が困難となったため、委員の変更を 6 月 12 日付で臨時専決処理しましたので、教育委員会で承認を求めるものでございます。

次のページですが、上の方が変更後の委嘱、下の方が変更前ということでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

これは既に臨時専決処理がされております。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 12 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

議案第 13 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 13 号は、町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）についてでございます。

本件につきましては、町田市障がい児就学相談委員会委員の設置要綱に基づき、2007 年 6 月 1 日から 2 年間の任期で委嘱及び任命いたしました 90 人の就学相談委員のうち、別紙の 24 人が異動等のため委員を続けることができなくなりましたので、解嘱及び解任し、その後任及び追加委員として、別紙の 26 人を新たに就学相談委員に委嘱及び任命をするものです。

なお、任期は 2008 年 6 月 13 日から 2009 年 5 月 31 日まででございます。

次にページに別紙ということで、最初のページが 3 月 31 日付で解嘱及び解任をする方、次のページが 6 月 13 日付で委嘱及び任命をする方々でございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○井関委員 人数が2人増員されていますが、都立特別支援学校と指導課職員の方が増員されていて、学識経験者が1人減っていますけれども、増員した理由というのは何かあるのでしょうか。

○指導課長 人数が増えました件については、鶴川第三小学校に障がい児の通級学級が今年度新設された関係で、鶴川第三小学校の教員に新たに委員を加えたということでございます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第14号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第14号は、町田市社会教育行政功労者への感謝状の贈呈についてでございます。

提案の理由ですが、多年にわたり町田市の社会教育行政の向上と発展に多大な貢献をされましたので、町田市教育委員会感謝状(贈呈)事務取扱要領に基づき感謝状を贈呈するので、同意を求めらるるものでございます。

次のページのお2人でございます。在職年数がお2人とも10年以上ということで、感謝状を贈呈したいという内容のものでございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第14号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第15号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第15号は、まちだ市民大学HATS運営協議会委員の委嘱(解嘱)についてでございます。

本件は、5月19日開催の社会教育委員の会議において、まちだ市民大学HATS運営協議会委員に、小川康夫委員の後任として森口克弘委員の推薦がありましたので、それぞれ

委嘱あるいは解嘱をするものでございます。

任期につきましては、残任期間の2009年3月31日まででございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第16号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第16号は、町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件ですが、町田市民文学館会議室は、公職選挙法に基づく選挙が行われる場合に投票所として使用されます。その際、利用者に利用日の変更を協力をお願いすることがあることを事前に告知する必要があるため、改正をするものでございます。

3枚目に第9号様式というのがございますが、下の方に※で「公職選挙法に基づく選挙が行われる場合は、施設を投票所として使用する予定になっています。その際は、利用日の変更をお願いすることがありますので、ご協力ください。」ということで、様式を変更するものでございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○井関委員 選挙で使えなくなることがあるよというお願いが出ているのですけれども、これは承認書だけでしょうか。今、線が引いてあるところは承認書しか書いていなかったのですが、どこかほかに、申請する段階でそういうことは何らかのことがわかるようになっているのかどうかということです。

○市民文学館担当課長 今回、市民文学館の会議室は選挙として初めて使用していただくことが決定されました。今までは商工会議所を利用していたのですけれども、そこが今建てかえて、今度使えなくなるといって、新たに市民文学館を利用させていただきます。ほかの市民部の各市民センターにつきましても、今まで特に告知はしていなかったのですけれども、ここであわせて庁内統一をする形で、このお願いの文書載せるということで今手続きをとっているところです。

○生涯学習部長 利用の申し込みの際に、そういうことがわかるような対応もしてまいります。承認の際も、承認書に記載するというので考えてございます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 16 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 17 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 17 号は、町田市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

2008 年 4 月 30 日をもって第 16 期委員の任期が満了し、5 月 1 日付で第 17 期委員 14 人を委嘱しましたが、定数は 15 人のため、1 人欠員になっております。このため、町田市公民館条例第 5 条に基づき、欠員分 1 人を委員として委嘱するものです。

なお、任期は 2010 年 4 月 30 日まででございます。

次のページに、6 月 1 日付で、選出区分は学識経験者をお願いをするということでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○井関委員 従来から公民館運営審議会委員は利用者会議を経て出てくることが多いのですけれども、これは学識経験者ということで、そういうことではないと思うのですが、学識というのはどのようなご専門なのか教えていただけますか。

○生涯学習部長 社会教育委員でございます。社会教育委員の枠と申しますか、1 人分ございますので、ここで社会教育委員が新たに任命されましたので、お願いするというのでございます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 17 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

請願第 1 号を審議いたします。

請願第 1 号は、2009 年度から使用される小学校教科用図書（「新教科書」）の採択に関する請願でございます。

教育長から、願意の実現性、妥当性、その他についての説明をお願いします。

○教育長 請願第1号は、2009年度から使用される小学校教科用図書（「新教科書」）の採択に関する請願でございます。

お手元に請願書が行っていると思いますが、請願の要旨は5点ございます。

1点目は、2009年度から小学校に使用される「新教科書」の採択にあたって、教職員・保護者・市民の意見を尊重することを求めます。

2点目が、町田市教育委員会の採択にかかわる日程を明らかにしてください。

3点目が、教科書展示会を開き、保護者・市民が意見を述べることができるように、長期にわたった展示期間を設けてください。

4点目が、展示会場は4年前は3カ所でしたが、鶴川および南地域を含め5カ所くらい設置してください。

5点目に、採択を決定する教育委員会を公開にしてください。

この5点でございます。

5点についての妥当性、実現性を申し上げる前に、教科書採択、そして、2009年度小学校教科用図書の採択の考え方について申し上げます。

小学校教科用図書につきましては、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱により、本市教育委員会が権限と責任を持って行うところであります。しかし、2009年度から使用される小学校教科用図書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことを踏まえ、採択手続きの一部を簡略することが可能であるということについて、文部科学省及び東京都教育委員会から通知がございました。

そのことを受け、本年度の小学校教科用図書の採択につきましては、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の改定を行い、採択手続きに係る調査研究について、既存の調査研究資料を利用するなど一部簡略化して行っていきたいと思っております。

それでは、5点についての実現性、妥当性について申し上げます。

1点目ですが、小学校教科用図書の採択に当たっては、教科用図書展示会において意見要旨を用意するとともに、学校からの意見があれば、校長会を通じて受ける体制をとっております。そうしたことを通して、教職員、保護者、市民のご意見を確認し、参考にしてまいります。

2点目、採択については、平成20年8月8日（金曜日）の定例教育委員会を予定しております。

3点目、教科用図書展示会につきましては、採択年度であることから、従来の法定展示期間に先立って10日間の特別展示期間を設け、6月6日（金曜日）から7月9日（水曜日）までの24日間にわたり開催をします。なお、展示会につきましては、6月1日付の広報まちだに掲載をいたしております。

4点目、請願の要旨では、4年前の展示会場設置数が3カ所となっておりますが、2005年度の小学校教科用図書採択の展示会場は、従来の1カ所から増設し、2カ所といたしました。展示会場につきましては、今回も従来どおり、市役所、森野分庁舎及び教育センターの2会場で行います。なお、森野分庁舎につきましては日曜日にも開館いたします。

5点目、採択を決定する教育委員会はこれまでも毎回公開しており、本年度も公開をいたします。

本請願は、請願要旨の項目によっては本市教育委員会の考えと合致するところが多くございます。しかし、請願の理由に教職員の意見の反映が強調されている点や、展示会の設置数、設置場所については本市教育委員会の姿勢と異なる部分もございます。教科用図書の採択につきましては、従来どおり本市教育委員会の権限と責任を持って行っていきたいと思います。

したがって、本請願を総合的に判断いたしますと、本請願を不採択とすることが妥当であると考えます。

○委員長 請願の願意の実現性並びに妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これよりそれについての質疑を行います。何かございましたらどうぞ。

○井関委員 1つ、やり方についてなのですけれども、何か請願をお聞きしますと、教育委員側のPR不足があるのかなという点もありますけれども、今回は陳述は特に希望されていなかったということでしょうか。

○教育長 本請願については、今日、請願者から意見陳述のご希望はございませんでした。

○委員長 ほかにございますか。

○岡田委員 請願の中にも入っていることなのですけれども、こちらからの回答にもありますけれども、教科書というのはやはり子どもたちのためにあるものですので、子どもたちと直接接している教職員、保護者の方のご意見はこちらも大変に気にしております。こちらの回答の中に「学校からの意見があれば」ということでしたけれども、むしろ積極的に学校から意見を求めるような形で進めていきたいと思っております。

それからもう1つ、教科書の展示会においてご意見を書いていただく投書箱のようなもの

があるのですけれども、そちらに寄せられた意見にも全部目を通しておりますので、そうしたところにご意見を出していただければ、市民の方の意見も参考にすることができますので、そのところは恐らく請願を出していただいている方からも満足していただけるのではないかと思います。

ただ、今回も教科用図書展示会の設置場所がどうしても市の中心部に偏っていて、以前から思っているのですけれども、相原の方の方はこちらに出てくるのは大変だなということもあります。もしそうしたものが可能であれば、今後、そちらの方にも1カ所つくれるような方向で考えていただけるといいのではないかなと思います。

○委員長 今、教育長の説明にありましたように、今年度は教育センター並びに森野分庁舎で予定をされておりますけれども、今後の方向としては、いわゆる堺地区の方の利便性を図るためにふやしていただければというご意見もございます。それについて何かございますか。

○指導課長 今ございました展示会場につきましては、都の方からの展示用の図書の数が限られておりますので、来年度、また中学校の採択が予定されておりますが、その辺についてはまた検討させていただきたいと思っておりますのでございます。

○委員長 先ほど教育長の説明の中にありましたように、今年度の小学校の教科用図書については新たに検定を受けた教科書がないということで、採択のプロセスの中で一部を簡略化することができる、そういうことにのっとり今年度採択を進めていくということも今説明にございました。それもひとつ確認をしておいていただきたいと思います。

ほかにもございますか。——ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

願意の実現性、妥当性等の教育長の説明の中で、請願に対する教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第1号については不採択ということに決めます。

日程第3、協議事項に入ります。

協議事項の1について説明をお願いします。

○教育総務課副参事 協議事項の第1点目の内容についてご説明を申し上げます。

町田市教育委員会の施策評価についてでございます。資料のA4判、裏表1枚のものでございます。

これは、このたびの法改正で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地

教行法の改正に伴いまして、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない、これは義務として規定されたものでございます。

また、その第2項には、この資料には書かれてございませんが、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする示されてございます。したがって、今年度から教育委員会の評価を行う必要があるということでの資料でございます。

評価の対象といたしましては、権限に属する事務ということで書かれているのですが、現実的には1番に書かれているような政策・施策、あるいは予算上の事務事業、その他、こういったものが想定されるのかなと考えております。

評価の方法についてでございますが、現在、教育プランの策定の準備を進めておりますが、教育プランそのものは評価対象としても耐え得るような構造で考えております。

裏面をごらんください。これは、教育プラン策定後の評価方法のイメージということで、(1)にまとめております。前回お伝えしましたように、基本プランと重点プランという大きなくくりで今構想中でございますが、この基本プランにつきましては、主要事業と施策の関係性、あるいは全体構造について評価をする。それから、重点プランについては、それぞれ重点事業がございますので、その重点事業の目標達成状況、進捗状況について個別に評価をする。この2本立ての評価を最終的には考えてございます。しかしながら、教育プラン策定が今年度末になりますので、今年度の評価には当然ながら間に合わないということになりまして、今年度の評価をどのように進めるかということが1つ案件として出てまいります。

表面にお戻りください。今年度の評価を行うに当たって、まず1つ考えなければいけないのは、今年度評価を行う対象が昨年度の1年間の実績について評価を行うか、今年度の実績について年度末に評価を行うかということから考えなければならないことになりまして、こちらの案としてお示しいたしましたのは、昨年度の事業1年間の実績について今年度評価をする、こういう形にしていってどうかということでございます。

その理由といたしましては、3月をもって終了した年度、4月以降に評価を進めまして、予算編成がちょうど行政の場合は8月、9月から始まりますので、次年度の予算も含めて構想を練るまでの評価、そして、改善策を次年度のプランに盛り込んでいく。そのようなサイクルで考えていきますと、前年度1年間の実績について9月頃までに評価を終えまし

て、9月の議会で報告をする。その後、概要版をホームページ等で公表するというようなサイクルではどうかというご提案でございます。

したがいまして、(1)の2008年度、つまり2007年度の実績についての評価につきまして、今現在検討しているのが6月の時期で、これが9月の議会となりますと、なかなか期間的に難しいという状況がございますので、今年度につきましては12月議会で報告並びに公表、2009年度につきましては9月議会で報告、公表、そして2010年度からは教育プランが2008年度末に固まりまして、2009年度は教育プランに沿って施策等が進められますので、その評価につきまして、2010年度からは教育プランの先ほどご説明申し上げた形での評価が行える。3カ年の計画で考えていかなければならないということで、今年度、来年度については移行的な考え方をお示ししております。

その移行期の評価材料についてでございますが、これも2番の評価方法の中に丸印で含んで書いておりますが、昨年度、2007年度の評価でございますので、1つ項目指標として参考になりますのは、部長の仕事目標、これは全庁的に行われているもので、それぞれの部の重要項目や評価指標などを掲げて、既にもう市民に公表しているものでございます。これを参考にしながら、実は昨年度も試行的に課長の仕事も実施されておりましたので、その細かいけたの評価項目も加えながら、改めて指標を再整理する。そのままお出しするというのではなくて、項目や指標を改めて再整理する。言いかえれば、その作業がまた教育プランを精査していくという活動にも資するのかなと考えております。

したがいまして、本年度は2007年度の実績について、両部長あるいは各課長の仕事目標を参考に項目と指標を定めまして、そして12月議会に報告あるいは公表をする。その際に、学識経験者の知見ということになりますが、教育プランの策定にかかわって助言者——大学の先生2人とPTA関係者が加わっていただく予定でありますから、そこで助言をいただく。アドバイザーという形で加わっていただきますので、そこで助言をいただくということを考えております。来年度からにつきましては、一定程度の評価組織をつくりまして、助言をいただく。

これは、もう一度裏面にまいりますが、(2)番の「教育委員会施策評価委員会のイメージ」というところで、下の半分のところに書いてありますが、各学校の代表者も加えながら、これも規模、人数その他はまだ全くこれから考えるところですが、助言者を加えて、教育委員会の施策を評価するような組織をつくっていく必要があるのではないかと考えております。これにつきましては、2009年度、つまり2008年度の実績評価から行えるのかなと考

えております。最終的に安定的な姿になるのは、2010年度以降の教育プランに基づいて評価を行う、その形態に整ったときであるのかなと考えております。

今年度から新たな取り組みで、それぞれの自治体の情報を収集しているのですが、まだまだ動き出しが余りはっきりしていない状況が多くて、しかしながら、今年度、もう義務づけられているというところで、今回ご協議をいただく資料をお出ししたものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 町田市教育委員会の施策評価について、教育総務課副参事から提案がございました。

骨子としては、移行期という位置づけもあって、今年度は8月に評価を実施する。評価の対象になるのは、2007年度の教育委員会の総施策であるということですね。そして、評価を実施するのは、これは臨時的な組織と考えていいかと思えますけれども、教育プランの策定にかかわる学識経験者並びにPTAの代表のアドバイザーに評価をしていただくということです。

それから、来年度以降、2009年度につきましては、今年度、2008年度の実績についての評価を行う。その場合には、仮称ですけれども、教育委員会施策評価委員会というものを組織して、そこで評価をしていただくという形で、2010年度以降についてもその組織が引き続き行っていく。なお、2010年度以降については、教育プランの全体計画をもとに、施策方針や諸事業の構成、効果等を評価するということが骨子になるかと思えます。

今年度につきましては、昨年度の施策事業についての評価をして、12月の議会に報告をし、公表する。移行期ということで、多少、正式にスタートする以前の臨時的な評価の方法やら内容があるかと思えますけれども、そんなことで今提案がありましたので、これについて何かご意見、あるいは感想等がありましたらお願いします。

○生涯学習部長 課題的でございますのは、2007年度の実績ですと、組織の問題がございまして、具体的には生涯学習部は2007年度の組織と2008年度の組織は大きく変わってございます。そういう部分の扱いをどのようにしていくのか。それと、最終的に評価委員会の組織につきましても、学校関係者だけなのか、生涯学習の関係者も入れていただかなければいけないので、まだ具体的に進めていくには課題を持ってございます。

○委員長 今のことで、特に生涯学習部は確かに組織改正で大分変わりました、かなり大幅に変わりましたね。そこらあたりをどのようにしていくのかということです。今後、煮詰めていかなければいけないことだと思うのですけれども、お考えがありましたら。

○**教育総務課副参事** そのあたりもこれから内部で調整、協議をさせていただきます、今年度の組織を意識した形で昨年度の実績を抽出するような方法があるのかなと思います。が、いずれにしても、今後、調整、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○**委員長** 今お話のように、部長の仕事目標、課長の仕事目標が特に中心になるかとは思いますが、それらについてもどういう形で評価するのですか。例えばそれを点数化するのか、5段階の評価で丸をつけていくのか、評価についてはどのようなことを今イメージしているのですか。

○**教育総務課副参事** まだ具体的にイメージが固まっているわけではないのですが、それぞれ仕事目標には達成状況が書かれておりまして、達成状況を掲げて、年度末にどこまで達成できたかという割合、パーセント、数値、そういったものが示されてございます。そういった指標を参考にしながら、一方で公表あるいは対市民ということを考えますと、もう少しわかりやすい指標を掲げ直した方がいいという内容も出てまいると思いますから、そのあたりの指標と達成状況の把握の仕方についても、改めて項目立てとあわせて総合的に検討していかなければいけないのかなと思ってございます。

○**岡田委員** 裏面にある「教育委員会施策評価委員会のイメージ」というところの図のイメージが割とわかりやすいので、これに対してなのですけれども、これはあくまで表をつくったときのやり方で、必ずしもと思うのですが、割合に左側の議会、町田市教育委員会、そうしたところに太い線がいっぱいあって——何を言いたいかといいますと、普通の学校の保護者の方、あるいはそうではない近所の方は、「教育委員会は何をしているの?」「何をやっているところ?」というような声がすごく多いのですね。とても身近なことを実際にはやっているわけで、学校はもちろんですけれども、図書館や公民館ということもやっているわけで、そうすると、もう少し皆さんが教育委員会の活動を理解するのに、この評価は1つの大きなきっかけにもなると思うのですね。

そうして見ると、「学校支援地域組織」の代表者の線がとても細いのが、この図は偶然そうなってしまったのだらうと思いますけれども、もう少しこの線を太くして、全体的なイメージとして、もっと市全体の市民一人ひとりまでがこれに対して、そういうふうにして学校や図書館や公民館の活動に対して、こちらの方でも評価あるいは意見は伝えられるのだなというような形にならないかなと思っております。

○**委員長** これも1つの意見として、参考にさせていただきたいと思います。

○**井関委員** この評価だけだと思ったら、ご説明には教育プラン策定に関係していました

ので、それと一緒になのですけれども、評価や教育プラン策定、あるいはその中の市民アンケートなどの作成のときに、ぜひ教員のステータスが高くなるような評価項目や、そういう方法が含まれるようにしていただければと思います。結果としては先生がやる気になって、教員希望の学生がふえるような。具体的にこうというふうには言えないのは残念なのですけれども、あれをやれ、これをやれ、その評価ですというようなものばかりでないような感じでぜひやっていただければありがたいと思います。

今、生涯学習部の方から話が出ましたから、職員のことを忘れていないのですけれども、特に教育の方はぜひそのような配慮をしていただければありがたいと思います。

○教育総務課副参事 ご指摘は十分に受けとめたいと思います。アンケートも実は教育目標、基本方針ごとにそれぞれ項立てをしておりますので、家庭や地域が担うべき役割について、先生方に期待するものについて、あるいは学校というよりは教育委員会そのもののあり方について、事務局の施策の進め方等について、そういったことについてバランスよくご意見をいただこうと考えております。したがって、その中には保護者対応が困難な事例や地域の教育力の低下、それぞれ地域や家庭の教育力の向上や学校への支援に向かえそうな材料を抽出できるような項目を考えてまいります。

○委員長 これは協議事項ですので、今協議しているわけですけれども、幾つかご意見なり懸念なりが出たと思うので、今日これで決するという事ではないかと思っておりますけれども、また教育委員の方も継続して協議をしていきたいと思っておりますので、来月、また協議事項に挙げていただきたいと思っております。

ただし、基本的には8月に2007年度の教育施策の諸事業について評価する。そして、それを12月の議会に報告し、あわせてホームページその他で市民に公開するという点は皆さん同意されていると思っておりますけれども、あと内容や方法についてはさらに検討して、協議していきたいと考えます。よろしくお願いたします。

それでは、協議事項の2番目、町田市立小・中学校集団宿泊行事に対する補助金交付要綱の一部改正について協議したいと思います。

○指導課副参事 町田市立小・中学校集団宿泊行事に対する補助金交付要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

改正理由ですが、現在、町田市立小学校の5年生につきましては、集団宿泊行事で川上村の町田市自然休暇村を利用しているところでございます。こちらにつきましては町田市

の施設ということで、宿泊費につきましては減免ということですが、ところが、今年度につきましては児童数の増加がございまして、忠生第一小学校、鶴川第二小学校、鶴川第四小学校、小山ヶ丘小学校の4校で、自然休暇村の定員 136 人を超えるという事態が発生いたしまして、利用ができないことになりました。

そこで、同じ川上村にございます三鷹市の施設を利用するということで話を進めまして、こちらの方を利用することができるようにいたしました。この際に発生いたします宿泊費、小学生の場合ですと、1人当たり 1,250 円かかってございます。この額について補助をすることができるように改正をするということでございます。

改正の内容といたしましては、今申し上げた補助対象経費、補助金の交付額に宿泊費を加えるということ、それに伴う様式の変更とその他文言の整理ということです。

2008年6月20日から施行という予定でございます。

以上、よろしくご協議をお願いいたします。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより協議に入ります。

○岡田委員 1つは、三鷹市の施設というのは町田市の施設のすぐ近くにあるのか。川上村といってもかなり広いので、ある程度離れているのか。

もう1つ、小学校5年生は三鷹市の施設であれば全員が収容できるのかということをお聞きしたいと思います。

○指導課副参事 三鷹市の施設はバスで約20分ぐらいと聞いております。

それから、定員は290人ということですので、かなり大勢入れる施設になってございます。

○委員長 では、ここに挙げられた小学校が児童数が多いために、本来の自然休暇村の収容人数を超えた部分が三鷹の施設に行くのではなくて、その学校自体が全部三鷹の施設を借りるという解釈ですね。

○指導課副参事 そうです。

○委員長 それから、今、小学校の5年生は100%自然休暇村を利用しているという解釈でよろしいのですか。それ以外のところで行っている学校はあるのですか。

○指導課副参事 去年まで1カ所、別な場所に行っていた学校もございましたが、今年についてはすべて川上村ということでございます。

○委員長 これは要綱を改正して、自然休暇村以外のところに宿泊する場合も補助金を出

す。真にやむを得ない事情であるということで、同じ川上村の施設の中で三鷹市の施設をお借りするというので、その場合も補助金を支給するというものですから、よろしいですか。——では、以上で協議を終了します。よろしくお願いいたします。

日程第4、報告事項、10点ございます。

追加はございますか。——ないようですので、1の教育総務課から順にお願いしたいと思えます。

○学校教育部参事 企画調整会議のご報告をさせていただきたいと思えます。今回は資料は配付してございませんので、口頭で報告をさせていただきたいと思えます。

企画調整会議というのは、ご存じのとおり、学校教育部内の総合調整ということで、話し合う機関が設置されているところでございます。5月19日に開催されまして、報告、議題等が議論されたわけでございます。その中で、1点目は小山地区の新設中学校の設計指針について、2点目は小山地区新設中学校の基本・実施設計検討委員会の立ち上げについて、3点目は小中一貫教育について、4点目は七国山学童保育クラブの増築計画について、議題として掲げて議論をさせていただいたところであります。

まず、第1点目の小山地区新設中学校設計指針についてでございますが、これについては、施設設備の目的や設計コンセプトをまとめるものでございますけれども、特別教室型の選択や、今までの中学校との違いに触れる形で議論がされ、今後も引き続き検討していくということでございます。

次に、2点目に、小山地区新設中学校の基本・実施設計検討委員会の立ち上げについてでございます。これにつきましては、新設中学校は平成22年度に開校予定にしておりますので、新設中学校の建設に当たりまして、小山中央小学校のときと同様に、庁内組織、地元住民の皆様方の意見を調整する機関を設置していきたいということを提案させていただき、了承いただいたものであります。その中で、庁内検討委員会については6月中旬以降、来週になりますけれども、第1回目を開催させていただき、あわせて地元の方の建設協議会も早期に立ち上げていきたいという考えでございます。そういう議論をさせていただきました。

3点目、小中一貫教育についてでございますけれども、児童・生徒が減少している大戸小学校、武蔵岡中学校を活力のある学校として再構築をするとともに、地域とのコミュニティ機能を高めるために、大戸・武蔵岡小中一貫あり方検討協議会の設置を検討していきたいということであります。検討期間については3年ぐらいの間で、人事、教育課程や、

小中どちらの校舎を使用していくのか、使用しない方の校舎をどうするのかを引き続き検討していきたいということが議論されたところでございます。

4点目の七国山学童保育クラブの増築計画についてでございますけれども、これは児童青少年課の方から、既存の学童保育クラブの北側に増築建設を行いたいとお話ございました。施設課の方で検討していただいた中で、増築について学校とも協議してきましたけれども、学校活動には影響はないだろうということの報告がその会議の中で報告されたということでございます。

本当にはしょったお話を申し上げて大変申しわけありませんけれども、企画調整会議の議論、議事内容については以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、報告の2点目でございます。町田市教育プランについて、今まで私どもの方で考えている方向性、そういったものをご報告させていただきたいと思っております。これは資料があろうかと思っておりますけれども、これに沿ってお話をさせていただきます。

従来から教育目標や教育方針を毎年度制定してまいりましたけれども、それらの目標、方針と個々の事業とが体系化された計画は今までありませんでした。そういった中で、教育プランを策定することにより、目標、方針、個々の事業との関係性を明確にし、より効果的な事業の構築、管理、点検及び評価を行うことを目的として教育プランを策定していきたいということでもあります。

この背景としましては3点ほど掲げてございます。市民ニーズに対応させるための施策、事業が年々複雑多様化して、そういった部分と教育委員会が目指している目標との関係性が非常に見えにくくなっているため、市民との情報共有が不十分な状況にある。そういうことを埋めていくためにということが1点ございます。

それと、改正教育基本法におきまして、地方公共団体が教育振興基本計画を策定することが求められております。これは努力規定でございますけれども、一方ではそういった法の要請があるということでございます。

3点目ですけれども、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は学識経験者の知見を活用して——先ほどの教育評価のことですけれども、活動状況の点検、評価等を行うこととされました。そういった3点の背景に基づいて、この教育プランを策定していきたいということでもあります。

計画の範囲でございますけれども、教育委員会で所管する施策、事業にとどめていきたいということでもあります。2003年3月の中教審答申によりますと、教育振興基本計画の対

象範囲は教育に関する事項とし、教育と密接に関係する学術やスポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も含めるとしておりますが、文化・スポーツ部分においては、この組織改正により市長部局の方に移管されておりますので、現在の所管の範囲内で策定をすることで行っていききたいということでございます。

計画の期間でございますけれども、基本プランにつきましては全体計画として10年間ほどを想定していききたい。それから、重点プランとしては全体計画として5年ぐらいを目途に作成していききたいと考えてございます。これは具体的に成果指標を掲げさせていただき、教育委員会の点検、評価に用いるようなものもあわせてつくっていききたいと考えているところであります。また、2011年度までにおきましては、市長部局との関係の中で、市全体の中で中期経営計画というものがございまして、そことの整合性を図りながらやっていくのかなということでございます。

最後になりますけれども、策定スケジュールは、この6月に検討委員会を立ち上げまして、5回ほど開催を考えてございます。それから、7月に市民意識調査を実施させていただき、9月に教育関係附属機関等にヒアリングをさせていただき、11月にパブリックコメント、公聴会を予定しております。来年の2009年2月に町田市教育プランを策定し、3月に議会報告ができればいいかなと、本当にあらあらですけれども、こんな形で今考えているところでございます。

なお、これは現段階での私どもの考え方でございますので、これがそのとおりではなく、いろんな要素がございまして、変化があらうかと思っております。その辺の部分をお含みおきいただきながら、こういう方向で策定に向けて準備を進めているということでご理解いただければありがたいと考えてございます。

○施設課長 町田第三小学校の渡り廊下のアスベストの使用につきまして、その後の経過といたしまして、アスベスト健康相談の結果についてご報告いたします。

アスベストによる健康上の不安を抱かれています児童や卒業生、そして保護者の皆様を対象に、健康相談を実施いたしました。

場所は町田市民病院で、同病院の呼吸器科の医師による相談を行いました。日時は2008年5月31日（土曜日）と6月1日（日曜日）の2日間です。

健康相談対象者、2007年度分は、児童468人、教職員及び職員35人、学童保育（他校から）1人、それから学童保育の指導員2人です。健康相談申込者及び受診者は、5月31日に4人の保護者の申し込みに対しまして、受診者は3人です。6月1日では7人の申込者

に対しまして5人の保護者が受診いたしました。

その他、参考書類といたしまして、町田第三小学校渡り廊下のアスベストの今後の対応について、「市民病院への健康相談依頼文書、保護者への石綿（アスベスト）問題に関するお知らせ文を添付いたしました。

○統括指導主事 それでは、④報告事項の4番と5番につきましてご報告させていただきます。

まず、4の小中一貫教育保護者向けリーフレットの配布についてでございます。お手元に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

町田市の小中一貫教育につきましては、本年度から小中一貫教育の「町田っ子カリキュラム」、このカリキュラムを全小・中学校で実施しているところでございます。小中一貫カリキュラムにつきましては、規範教育、キャリア教育、英語教育、食育の4領域を柱として推進しているところですが、どれも学校、家庭、地域との連携により効果的に進めることができるものでございます。

そこで、小中一貫教育の推進に向けまして、地域、保護者の啓発資料としまして、お手元にあります「あいさつ」、「いじめ・いやがらせ」の防止ということで、4万枚作成をいたしました。あいさつに関する資料については、既に4月に全児童・生徒を通じまして家庭の方に配布しております。いじめに関する資料につきましては、今週後半の方で学校に配布をいたしました。いずれも各家庭で読むだけではなくて、中身は書き込み等ができるような工夫もしてございます。

なお、市民の皆様にも広くごらんいただけますように、中央図書館の方にも置いてございます。今後は6月中に食育、9月に規範教育の中の情報モラルについての保護者向けの啓発資料を配布する予定でございます。

続きまして、教科用図書の展示会についてのご報告をいたします。

2009年度から2年間、市立小学校で使用する教科用図書の採択を今年度行います。そこで、採択の候補となります教科用図書を、町田市教育センター、森野分庁舎の2カ所で6月6日から7月9日まで24日間、展示をしております。

公開期間中につきましては、2会場とも意見用紙を用意いたしまして、教科用図書に関する市民、保護者の皆様、教員の声をお寄せいただけるようにいたしました。なお、小学校教科用図書の採択については、8月8日の定例教育委員会で行う予定でございます。

お手元の資料については、教科用図書の展示会の展示期間、開館日、開館時間、裏面に

つきましては6月1日に広報まちだでこういった内容のことを掲載いたしましたので、そちらの方をごらんいただければと思います。

○文化財担当課長 お手元に資料がございませんので、口頭でご報告をさせていただきます。

自由民権資料館^{くん}燻蒸による臨時休館の報告です。年1回の資料の殺菌、害虫の駆除のための館内の^{くん}燻蒸作業を6月16日（月曜日）から6月25日（水曜日）まで行いますので、休館となります。

○図書館長 図書館から、中央図書館の蔵書点検についてご報告をいたします。

蔵書点検は毎年6月に特別館内整理として実施しているわけですが、実際に書架にある資料のバーコードすべてをなぞって、コンピュータの中にあるデータと突合せまして、コンピュータ内のデータと実際の資料の実態と一致させるという作業です。これを行うことによりまして、データの信頼性が高まって、日常の図書館業務が正確に遂行できるということで、毎年実施をしております。

しかしながら、今年度は昨年度と違って、中央図書館のみで実施をするということにいたしました。昨年は中央図書館、地域図書館、時期をずらして実施したわけですが、毎年、不明資料等の数が一定してきておりますので、全館を毎年やる必要はないと判断いたしましたので、今年度は中央図書館、来年以降、地域図書館と交互に実施していこうということで考えております。

今年度はそういうことで、中央図書館のみ6月16日から25日まで、実質8日間実施をいたしますので、その間、中央図書館は休館ということになります。返却ポスト等のご利用いただけますので、PRに努めてまいりたいと考えております。

○市民文学館長 8番、9番、10番、まとめて報告させていただきます。

まず、「愛と別れの詩 ポエジーの流れ」を春の企画展として開催いたしました。その結果につきましてご報告いたします。

会期は4月15日から6月8日までの47日間で、観覧者は2,243人、1日当たり約47人でした。また、関連事業としまして、新川和江氏による講演会、嶋岡晨氏による随談を実施しました。講演会には118人、随談には87人の参加がございました。

続きまして、展覧会の今後の予定をお知らせいたします。パンフレットをごらんください。

まず、6月17日、来週の火曜日から7月6日まで、市制50周年記念市民協働事業とし

まして、「まちだ WonderfulStreet 新倉孝雄写真展」を開催いたします。新倉孝雄氏は、1974年以來、34年にわたりまして、町田市の市街地を撮り続けている写真家でございます。主催は、市内の町おこしグループ、“ドリーム10”の会でございます。作品を見ながら市制50周年を迎えた町田の過去、現在、未来をみんなで語りたいたいということで企画したものです。会期中に、新倉氏の講演会、映像で振り返る「町田の50年」の上映会を実施いたします。

最後ですけれども、「コロボックル物語の世界—佐藤さとる展」を開催いたします。これは、7月19日から9月23日までの夏休み期間を中心に開催いたします。

佐藤さとる氏は、1928年神奈川県横須賀市に生まれまして、現在は横浜市に居住しております。「コロボックル物語」の第1作「だれも知らない小さな国」は、1959年、昭和34年に発表され、日本児童文学に初めてファンタジーの領域を開いた作品として、毎日出版文化賞、児童文学者協会新人賞などを受賞いたしました。この「コロボックル物語」は、発表から半世紀たった今日でも、ロングセラーとして親から子へ読み継がれております。関連事業としまして、講演会、夏休み創作講座、朗読会を実施いたします。

なお、この展覧会は、ぜひ小・中学生の皆さんに見ていただき、また、講座等に参加していただきたいので、全小・中学校あてにごらんのパンフレットを配布させていただきます。

○委員長 以上、10点の報告事項がございました。

一括して質疑を受けたいと思います。何かございますか。

○岡田委員 文学館の新倉孝雄さんの写真展なのですが、以前にお話を伺って、写真も何点か見せていただいて、大変おもしろい、貴重な写真展だと思います。会期がほかのものに比べると約半分ぐらいで短いのですが、ぜひ周知をしていただいて、若い人たちがきっと興味を持つような写真展だと思うので、町田駅や、あとは中学生たちに対してお知らせをしていただくと、割とその世代がちょうどことばらんどに行かない世代かなと思いますので、これを機会に足を運んでもらえるようにしたらいいのではないかと思います。

○委員長 ほかにございますか。

私から質問したいのですが、2点目の町田市教育プランの策定について、先ほど副参事から説明がございました。このプロセスの中で、教育委員の意見や考えを反映する部分はどのあたりであるのでしょうか。

○**教育総務課副参事** 前回、定例会の中で学校教育部長から、適宜、情報提供させていただきますというお話、それが前提としてございますが、一定程度形がまとまったものにつきましては、中間報告という形で10月にお示しをしようと考えてございます。それ以外の場面では、適宜、状況について報告をさせていただく予定でございます。

○**委員長** それから、学校教育部参事が先ほど企画調整会議の報告をいただきました。合計4点の中で、大戸小と武蔵岡中の地域連携型小中一貫教育についての検討を今後進めていくということで、3年間という期間のお話があったと思うのですが、私としては率直に言って随分長いと思うのですけれども、両校はかなりいろいろな意味で切迫をしている実情もあるようなので、3年もかかるのですかということなのですかけれども。

○**教育総務課副参事** これも中期経営計画にのっとった形での計画になりますので、中期経営計画では2010年度に設計、2011年度に改修工事という予定で予算取りが位置づけられております。ですから、それまでの間、つまり2008、2009、あるいは設計に入る2010年度、このあたりまで教育内容等々について検討を進めてまいりたいと考えておりますが、いわゆる合同校舎型ということで、どちらかの校舎を小・中学生が一緒に使うことを前提に考えておりますので、そうなりますと、教育課程はもちろんのこと、人事的な部分——教員の人事配置的な部分や施設設備的な部分、さまざま検討を加える事項が出てまいります。

先立って、たしか2010年開校だったと思うのですが、武蔵村山の小中の校舎は接続型の一貫校で、これもやはり3年から5年ぐらい、内容によっては5年間以上、協議期間を経て進めているという状況でございますので、その進め方や検討内容も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今のような多岐にわたる検討内容や東京都教育委員会との調整事項などもございますので、現実的にはやはり3年近くかかってしまうのかなということでございます。

○**委員長** わかりました。

ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、非公開で審議をする議案第11号を行うために、ここで一たん休憩をいたします。関係者のみお残りいただきたいと思います。

休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時42分閉会